

森林環境税とこれを活用した事業の検討結果 要旨

森林環境税については、森林環境税条例の附則第 4 項において、この条例の施行後 5 年を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨規定されています。

このため、5 年目となる本年度に、これまでの森林環境税の収入状況や事業の成果等を検証し、今後のあり方に関する検討結果を取りまとめました。

1 森林環境税導入の経緯

福岡県では、外部有識者による「森林環境税（仮称）検討委員会」の報告書や県民アンケート、パブリックコメントの結果も踏まえ、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するためには、荒廃した森林の再生等に早急に着手すべきと判断し、その財源を確保するため、平成 20 年 4 月から森林環境税を導入しました。

2 森林環境税の収入状況

森林環境税の収入については、毎年約 13 億円、平成 23 年度までの 4 年間で約 50 億円であり、安定した財源となっています。また、森林環境税基金を設置し、森林環境税を荒廃した森林の再生等を図る施策の費用に限定して使用することとしています。

3 森林環境税を活用した事業の成果

荒廃森林再生事業により、これまでの 4 年間に荒廃森林 9,895ha（ヤブドーム約 1,400 個分）の間伐等を実施し、水源かん養や土砂災害防止など森林の有する公益的機能が回復傾向にあります。

また、山村地域における雇用創出や、作業路が開設された周辺森林では林業経営者等が適期に低コストで木材を搬出することも可能になるなどの効果も上がっています。

さらに、森林づくり活動公募事業による森林づくり活動への参加者数は、これまでの 4 年間で延べ 4 万人を超え、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっています。

4 県民の意見等

県民からは、森林環境税の仕組みや事業成果に対する評価、針広混交林や広葉樹林による整備の導入、事業の内容や実績に関する広報内容の充実などの意見がありました。

外部の有識者による森林環境税事業評価委員会からは、これまでの事業の成果としては高く評価、荒廃森林の再生や県民参加の森林づくりを引き続き推進すべきなどの提言がありました。

荒廃森林再生事業の実施主体である市町村からは、森林所有者の権利を制限する協定期間 20 年間の短縮、海岸防風林の松くい虫被害対策や放置竹林対策への取組などの意見がありました。

5 今後のあり方

(1) 今後の課税のあり方

林業を取り巻く状況が依然として厳しい中、森林の有する公益的機能を維持するためには、今後も引き続き、荒廃森林の再生等を実施していく必要があります。そのためには、安定的な財源を確保する必要があります。

森林環境税の導入時にも検討したとおり、森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受していることから、荒廃森林の再生等に必要な財源を確保するため、これまでどおり県民に広く公平に森林環境税の負担を求めることが適当と考えられます。

一方、景気が、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっていることに加え、今後、社会保障財源を確保するための消費税率の引上げや復興財源を確保するための個人住民税均等割の税率引上げなど、県民の税負担の増加が予定されていることを踏まえれば、森林環境税について、税率を引上げる状況にはなく、現行の税率を維持することが適当であると考えられます。

なお、今後については、5 年を目途に、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずるため、森林環境税のあり方について再度検討を行う必要があります。

(2) 今後の事業のあり方

平成 24 年 7 月に発生した九州北部を中心とした記録的な豪雨は、県内に甚大な被害をもたらしたところであり、防災の観点から、森林の有する土砂災害防止等の役割が益々重要となっており、荒廃森林の再生の必要性は高まっています。

こうした状況やこれまでの事業の成果を踏まえ、今後も引き続き、荒廃森林の再生等を計画どおり進めるとともに、新たな課題に対しても的確に対応するため、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行にさらに努めていく必要があります。

①荒廃森林再生事業

荒廃した森林では、森林の有する公益的機能が低下し、洪水や渇水、土砂災害などが発生する可能性が高まります。県民の安全・安心な生活を守るためには、荒廃した森林を早急に再生し、森林の有する公益的機能を回復させることが重要です。

このため、県内の荒廃森林 29,000ha（推計）を将来にわたり公益的機能を発揮できる健全な森林に再生するため、間伐等の森林整備を引き続き最優先に進めていく必要があります。

一方、森林所有者の権利を制限する協定の期間については、長期間放置された荒廃森林を県民の税負担により整備することから、森林の公益的機能を維持する期間として 20 年間は必要であるため、短縮は困難であります。しかしながら、現行の協定において、適切な林齢による伐採及び植林を行う場合に限り主伐を認めるよう内容の一部見直しを行い、森林の有する公益的機能を維持しつつ協定締結の促進を図るなど、事業を推進していくための効果的な取組が求められます。

また、荒廃森林から生じる間伐材は、地域資源の有効利用の観点から、搬出し利用を進めていくことが必要です。

加えて、荒廃森林の再生を進める上で、立地等の条件から将来的に採算が見込めない森林については、手入れが軽減できる針広混交林への誘導を検討していく必要があります。

②森林づくり活動公募事業

森林の恵みは県民全体が享受していることから、森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運を高めていくことが重要です。そのためには、県民のアイデアに富んだ森林づくり活動の企画案を広く募集し、県民自らが参画できる機会の創出と参加を促すことが重要であり、県民参加の森林づくりを引き続き支援していく必要があります。

③情報発信事業

森林環境税を活用した事業は、県民の理解と協力により成り立っていることから、森林の大きさや荒廃森林の再生の必要性、事業の内容や実績などについて、県ホームページや広報紙、テレビ、ラジオ等の媒体を活用し、県民に分かり易く継続して情報発信していく必要があります。

④森林の有する公益的機能の低下をもたらす新たな課題に対する取組

【海岸防風林の松くい虫被害対策】

近年、高温少雨の影響などにより、海岸防風林における松くい虫被害が増加し、深刻化しています。海岸防風林は、潮風や飛砂等から人家や農地などを守る役割を有しており、これも森林の有する公益的機能の一つです。

このため、海岸防風林の松くい虫被害の終息に向けて、森林環境税を活用し、被害対策の強化に取り組む必要があります。

【放置竹林対策】

管理放棄された竹林が隣接する健全な人工林に侵入し、荒廃の原因となるなどの悪影響を及ぼしています。

このため、荒廃森林の発生未然防止を図る観点から、放置された竹林の伐採費用と伐採した竹材の売却益との差額を森林環境税で支援する放置竹林解消のモデル事業を、平成 23 年度から 3 か年計画で実施しています。今後、このモデル事業の結果を踏まえ、さらに有効な対策について検討し、放置竹林の解消に向けた取組を進めていく必要があります。